

福井県丹南広域組合電子計算組織の管理運営に関する条例施行規則

平成 8年10月 2日規則第3号
改正 平成 9年 3月25日規則第1号
改正 平成10年 4月 1日規則第1号
改正 平成13年 6月 1日規則第1号
改正 平成15年 1月20日規則第1号
改正 平成17年 2月 1日規則第1号
改正 平成18年 4月 1日規則第1号
改正 平成19年 3月29日規則第3号
改正 平成28年 4月 1日規則第1号
改正 平成29年 4月28日規則第1号
改正 平成30年 7月27日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合電子計算組織の管理運営に関する条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例に規定するもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）の電子計算組織のうち、地域情報課に設置してある電子計算機及び周辺機器等をいう。
- (2) 記録媒体 情報が電子的に記録されている磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク等をいう。
- (3) データ 組合の電子計算組織の利用に係る入出力帳票に記録された情報及び記録媒体をいう。
- (4) 端末装置 組合の電子計算組織のうち、電算共同処理を行う目的で、組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）に設置するデータの入出力機器をいう。
- (5) 請求者識別カード 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書及び資産証明書を交付請求する者について、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。

(運営管理者等)

第3条 条例第1条の目的を達成するため、電子計算組織運営管理者（以下「運営管理者」という。）を置き、事務局長の職にある者をもって充てる。

(電子計算機の管理)

第4条 電子計算機は、運営管理者が管理する。

- 2 運営管理者は、電子計算機の操作について、業務に支障をきたさぬよう必要な措置を講じなければならない。

(電子計算機の操作の制限)

第5条 運営管理者は、電子計算機を地域情報課の職員以外の者に操作させてはならない。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(操作員の健康管理)

第6条 運営管理者は、電子計算機の操作員の健康管理について、必要な措置を講じなければならない。

(端末装置の接続方式及び管理)

第7条 端末装置の通信回線への接続方式及び端末装置の取扱いについては、別に定める。

(請求者識別カードの管理等)

第8条 管理者は、請求者識別カードの正確かつ適正な管理及び当該カードに係るデータ保護を図るため、組織市町の長に対して必要な措置を講じさせなければならない。

(事故対策)

第9条 運営管理者は、電子計算組織に重大な事故が発生したときは、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、管理者に報告するとともに、その復旧のために必要な措置を講じなければならない。

(立入の制限)

第10条 運営管理者は、電子計算機の設置及び記録媒体が保管されている場所に第5条に規定する職員以外の者を立ち入らせてはならない。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事務の委託制限)

第11条 条例第7条の規定により事務処理を委託する場合は、委託契約書にデータの保護、秘密の保持その他必要な事項を明記しなければならない。

(委員会の組織)

第12条 条例第9条に規定する広域電算化推進委員会（以下「委員会」という。）は、組織市町の電算担当課長及び担当者並びに地域情報課の職員をもって組織し、電算共同処理に関する組織市町間の調整を図り、各情報処理業務の検討、計画立案及び機器構成に関する調整など、電算共同処理について総合的に協議する。

- 2 会長は、管理者の属する組織市町の電算担当課長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会の会議は、会長が必要に応じこれを招集する。
- 4 委員会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、委員会の会議で定める。
- 5 事務局は、地域情報課に置く。

(部会等)

第13条 委員会は、電算共同処理における標準化及び情報処理の研究等を行うため、別表に定める部会を設置する。

- 2 前項に掲げるもののほか、別表に定めのない業務について必要のあるときは、組織市町の担当課長をもって臨時の部会を設置することができる。
- 3 部会は、組織市町の各業務担当課長及び担当者並びに地域情報課の職員をもって組織

する。

- 4 部会長は、各部会単位に、組織市町の業務担当課長の中から互選し、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じこれを招集する。
- 6 部会長は、当該業務に係る専門事項の調査、研究等をより効果的に行うため必要と認めるときは、当該部会の中に分科会を設置することができる。
- 7 部会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 8 事務局は、各部会ごとに地域情報課に置く。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第1号)

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第1号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第1号)

この規則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則 (平成30年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

部会の名称	担当業務
住民基本台帳業務部会	(1) 住民基本台帳事務に関する事 (2) 印鑑登録事務に関する事 (3) コンビニ交付事務に関する事
国民年金業務部会	(1) 国民年金事務に関する事
国民健康保険・後期高齢者医療業務部会	(1) 国民健康保険資格事務に関する事 (2) 後期高齢者医療業務に関する事
介護保険業務部会	(1) 介護保険事務に関する事
税業務部会	(1) 住民税事務に関する事 (2) 固定資産税事務に関する事 (3) 国民健康保険税事務に関する事 (4) 軽自動車税事務に関する事 (5) 税収納事務に関する事 (6) 税業務で使用する宛名作成事務に関する事 (7) コンビニ交付事務に関する事
児童手当業務部会	(1) 児童手当事務に関する事
医療費助成業務部会	(1) 医療費助成事務に関する事
保育業務部会	(1) 子ども子育て支援事務に関する事
公営住宅業務部会	(1) 公営住宅事務に関する事
上下水道使用料金業務部会	(1) 上下水道使用料事務に関する事 (2) 集落排水使用料事務に関する事 (3) 温泉使用料事務に関する事
農政業務部会	(1) 農政事務に関する事
健康管理・予防接種業務部会	(1) 健康管理事務に関する事 (2) 予防接種事務に関する事 (3) 母子保健事務に関する事